

きらぼし銀行 保護預り規定（新旧対照表）

改定後	改定前
<p>1.（セーフティ・ケースの使用） （省略）</p> <p>2.（保管物の範囲） （1）（2）（省略） <u>（3）セーフティ・ケースには、次に掲げるものを収納することができません。</u> <u>①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> <u>②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、セーフティ・ケースの通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p>3.（利用目的の確認） <u>（1）セーフティ・ケースの契約の締結または利用等にあたっては、預け主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、保管物が第2条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。預け主から利用目的の申出が適切に行われなかった場合は、当行はセーフティ・ケースの利用を制限することができるものとします。</u> <u>（2）セーフティ・ケースが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、当行は、所定の場所へのカメラ撮影や利用時の行員立ち合い等の適切な方法でセーフティ・ケースの利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p>4.（契約期間等） （省略）</p>	<p>1.（セーフティ・ケースの使用） （省略）</p> <p>2.（保管物の範囲） （1）（2）（省略） <u>（3）（追加）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>3.（契約期間等） （省略）</p>

改定後	改定前
<p><b>5. (利用手数料)</b> (省略)</p> <p><b>6. (鍵の保管)</b> セーフティ・ケースに付属する鍵正副2個のうち、正鍵は預け主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ、<u>預け主の届出の印章および当行行員の印章により封印し、当行が所定の方法で保管します。なお、正鍵の複製はできません。</u></p> <p><b>7. (セーフティ・ケースの受渡し等)</b> (省略)</p> <p><b>8. (届出事項の変更等)</b> (省略)</p> <p><b>9. (成年後見人等の届出)</b> (省略)</p> <p><b>10. (証書、印章、鍵の喪失時等の取扱い)</b> (省略)</p> <p><b>11. (セーフティ・ケース等の変更)</b> (省略)</p> <p><b>12. (印鑑照合等)</b> (省略)</p> <p><b>13. (損害の負担等)</b> (省略)</p> <p><b>14. (反社会的勢力との取引拒絶)</b></p>	<p><b>4. (利用手数料)</b> (省略)</p> <p><b>5. (鍵の保管)</b> セーフティ・ケースに付属する鍵正副2個のうち、正鍵は預け主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ、<u>預け主が届出の印章により封印し、当行が保管します。(追加)</u></p> <p><b>6. (セーフティ・ケースの受渡し等)</b> (省略)</p> <p><b>7. (届出事項の変更等)</b> (省略)</p> <p><b>8. (成年後見人等の届出)</b> (省略)</p> <p><b>9. (証書、印章、鍵の喪失時等の取扱い)</b> (省略)</p> <p><b>10. (セーフティ・ケース等の変更)</b> (省略)</p> <p><b>11. (印鑑照合等)</b> (省略)</p> <p><b>12. (損害の負担等)</b> (省略)</p> <p><b>13. (反社会的勢力との取引拒絶)</b></p>

改定後	改定前
<p>このセーフティ・ケースは、<u>第15条第3項各号の</u>いずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第15条第3項各号の一</u>にでも該当する場合には、当行はこのセーフティ・ケースの使用申込をお断りするものとします。</p> <p><u>(1)～(3) 削除</u></p>	<p>このセーフティ・ケースは、次のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の一にでも該当する場合には、当行はこのセーフティ・ケースの使用申込をお断りするものとします。</p> <p><u>(1) 預け主がセーフティ・ケース使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p><u>(2) 預け主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p><u>①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p><u>(3) 預け主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</u></p> <p><u>①暴力的な要求行為</u></p> <p><u>②法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、ま</u></p>

改定後	改定前
<p><b>15. (解約等)</b></p> <p>(1) この契約は、預け主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、<u>証書・正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえで、セーフティ・ケースおよび正鍵は直ちに返却してください。</u>なお、証書、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第10条に準じて取り扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約できるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～⑤ (省略)</p> <p><u>⑥預け主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは預け主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u></p> <p><u>⑦本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u></p> <p><u>⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第3条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u></p> <p><u>⑨マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u></p> <p><u>⑩上記⑥から⑨までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じないとき</u></p> <p><u>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこのセーフティ・ケースの利用を停止</u></p>	<p><u>たは当行の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>⑤その他前各行に準ずる行為</u></p> <p><b>14. (解約等)</b></p> <p>(1) この契約は、預け主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、<u>証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ証書を提出してください。</u>また、<u>セーフティ・ケースおよび正鍵は直ちに返却してください。</u>なお、証書、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取り扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約できるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～⑤ (省略)</p> <p><u>⑥当行が預け主に確認した事項(法令に基づく確認事項を含むが、これに限られない)について偽りがあるとき、またはその疑いがあるとき</u></p> <p><u>⑦～⑩ (追加)</u></p> <p><u>(3) (追加)</u></p>

改定後	改定前
<p><u>し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるもの</u>とします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ<u>セーフティ・ケースを返却してください。</u></p> <p><u>なお、この解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p><u>また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>①<u>預け主がセーフティ・ケース利用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p>②<u>預け主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当し、またはいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p>A. <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p>B. <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p>C. <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p>D. <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p>E. <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>③<u>預け主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</u></p> <p>A. <u>暴力的な要求行為</u></p>	

改定後	改定前
<p><u>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>E. その他AからDに準ずる行為</u></p> <p>(4) 前3項によるセーフティ・ケースの返却、正鍵の返却等の手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの利用手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合第5条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を返却の日に第5条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) 第1項から第3項によるセーフティ・ケースの返却、正鍵の返却等の手続が3ヶ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用してセーフティ・ケースを開錠のうえ保管物を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行はセーフティ・ケースの開錠に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。</p> <p>(6) (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(3) 前2項によるセーフティ・ケースの返却、正鍵の返却等の手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの利用手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を返却の日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(4) 第1項または第2項によるセーフティ・ケースの返却、正鍵の返却等の手続が3ヶ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用してセーフティ・ケースを開錠のうえ保管物を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行はセーフティ・ケースの開錠に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) <u>預け主または代理人が前条または本条第1項から5項のいずれかに一にでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこのセーフティ・ケースの利用を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。こ</u></p>

改定後	改定前
<p><u>16.</u> (保管物の一時引取り等) (省略)</p> <p><u>17.</u> (緊急措置) (省略)</p> <p><u>18.</u> (譲渡、質入れ等の禁止) (省略)</p> <p><u>19.</u> (保証人) (省略)</p> <p><u>20.</u> (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの<u>掲載</u>による公表その他相当の方法で改定内容を告知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p><u>の場合、直ちに第1項と同様の手続をしたうえセーフティ・ケースを返却してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p><u>15.</u> (保管物の一時引取り等) (省略)</p> <p><u>16.</u> (緊急措置) (省略)</p> <p><u>17.</u> (譲渡、質入れ等の禁止) (省略)</p> <p><u>18.</u> (保証人) (省略)</p> <p><u>19.</u> (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示</u>、当行ウェブサイトへの<u>掲示</u>その他相当の方法で改定内容を告知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (省略)</p>

以上